○甲府市工事入札参加者の資格審査及び選定要綱

昭和55年5月28日

総第4号

（目的）

第1　この要綱は、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設工事等の入札に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査、格付けの決定並びに指名選定について必要な事項を定めることを目的とする。

（資格審査事項）

第2　規則第4条及び第21条に規定する資格審査は、適格性及び工事施工能力について行い、甲府市工事請負入札指名選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経て決定するものとし、適格者は入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載するものとする。ただし、有資格者名簿の有効期間は、登載されてから2年（規則第4条第2項第2号又は第3号の場合における有効期間は、同項第1号に基づく有効期間の残存期間）とする。

2　適格性の資格審査

(1)　建設業法（昭和24年法律第100号）で定める建設業者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3)　次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　雇用保険法（昭和49年法律第106号）第7条の規定による届出の義務

イ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ウ　厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）第27条の規定による届出

3　工事施工能力の審査

前項によって有資格者と認められた者について、次に掲げる審査項目によって審査し、その審査結果について総合点数を算出するものとする。

(1)　客観的審査　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営規模、その他経営に関する客観的事項の審査のために国土交通省告示の例にしたがって行うものとする

(2)　主観的審査　主観的審査は、審査基準日の前日までの2年間に完成した工事について、工事種類ごとの工事実績度の算定値及び信用度等で行い、その採点基準は別表第1とする。

（格付け並びに指名選定基準額）

第3　有資格者名簿に登載された者は、第2の審査結果に基づいて算出された総合点数をもって等級の格付けを行うものとし、それぞれの等級にかかわる指名選定基準額によって、指名を行うもの

とする。等級の格付け並びに指名選定基準額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、別表第2を適用する場合は、発注工事の規模・同時発注物件数及び工事内容を勘案して、B等級に限り直近上位の等級に、また、最低格付等級を除いて、それぞれ直近下位の等級に指名することができるものとする。

上下運用できる業者数は、指名業者数のおおむね40％とする。

（格付けの決定）

第4　格付けの決定は、選考委員会の審査を経て決定するものとする。

2　新たに登録された業種の格付けは、最下位の級とする。

3　現行格付けより上位へ格付けする場合は、1等級上位までとする。

4　現行格付けより下位へ格付けする場合は、1等級下位までとする。

5　別表第2に定める工事以外の工事及び市外業者については、格付けは行わないものとする。

（格付けの変更）

第5　格付けの決定後において、契約を履行しない者、経営状態が特に悪い者又は資格審査申請書に虚偽の事項を記載した者、その他特に格付けの変更の必要を認めた場合は、選考委員会の審査を経て失格又は降級することができる。

（指名基準）

第6　契約担当者は、入札に参加する者を指名しようとするときには、次の事項を併せて考慮し、選定するものとする。ただし、審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、基準日以前の状況も勘案し、当該状況等を判断できるものとする。

(1)　審査基準日以降における不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は指名しないものとする。

ア　甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。

イ　市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。

（ア）　工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

（イ）　一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

ウ　警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

(2)　審査基準日以降における経営状況

銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は指名しないものとする。

(3)　審査基準日以降における工事等の成績

ア　甲府市工事検査規程に定める工事成績調書（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して70点未満である場合は指名しないものとする。

イ　審査基準日以降における工事において、工事成績が65点未満の工事がある場合には特に考慮する。

ウ　工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案する。

エ　工事成績の平均が過去2年連続して90点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重する。

(4)　当該工事に対する地理的条件

ア　当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうか総合的に勘案する。

イ　当該地域での業者をまず考慮し、業者数が満たない場合若しくは当該工事の施工に当たり、地理的条件から適当と認められる場合は、隣接する市町村の業者のうち当該工事箇所付近に実績を有する業者を選定する。

(5)　手持ち工事の状況

手持ち工事の件数工事現場従業員の保有状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案する。

(6)　受注の状況

当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮する。

(7)　工事施工についての技術者の状況

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。

ア　工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

イ　審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。

(8)　当該工事についての技術的適性

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。

ア　当該工事と同種工事について相当の実績があること。

イ　当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。

ウ　地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下

での施工実績があること。

(9)　工事等の経歴

過去2年間の公共工事の経歴からみて、当該工事を施工する能力があるかどうか勘案する。

(10)　審査基準日以降における安全管理の状況

ア　安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

イ　安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案する。

ウ　過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重する。

(11)　審査基準日以降における労働福祉の状況

ア　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

イ　建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案する。

ウ　建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重する。

2　次の各号に該当する場合で、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、特に指名選定ができる。

(1)　災害応急工事等、特に緊急を要する工事

(2)　特殊な技術や経験を必要とする工事

(3)　その他特殊な事情があると認める工事

附　則

この要綱は、昭和55年5月28日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和59年4月2日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和59年8月23日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和60年11月1日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和61年5月30日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

ただし、別表第1第2項第2号については、平成8年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

ただし、土木工事に限り第5の3、4、5の各号は、平成9年6月より1年間は適用しない。

附　則

この要綱は、平成10年6月1日より施行する。

ただし、第5の3、4、5の各号は、平成10年6月より1年間は適用しない。

附　則

この要綱は、平成11年6月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成13年6月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成14年11月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成20年11月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成26年11月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附　則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

ただし、第2　第2項　第3号は、平成31年4月1日より適用する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

ただし、別表第1第3項は、令和3年4月1日より適用する。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

ただし、別表第1第3項第3号は、令和5年4月1日より適用する。

附　則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

別表第1

主観的審査項目採点基準

1　工事実績度

(1)　平均点の算出と加点及び減点措置

過去2年間に完成した工事について、本市の工事検査調整点数の業種別総平均点数を算出し、業者個々の工事成績に係わる平均点を比較審査のうえ、業者個々の平均点数が業種別総平均点数を上回るものについては、その上回った点数の2倍を加点し、同様に下回ったものについては、その下回った点数の2倍を減点する。共同企業体における工事検査調整点数の取扱いは、構成員である業者個々に工事成績として同数値の点数を付与する。

(2)　優良建設工事施工者の加点

申請年度あるいはその前年度に、甲府市優良建設工事表彰要綱（昭和53年9月制定）に基づく表彰を受けた者は、その該当業種1件につき30点加点する。共同企業体に於ける優良工事の取扱については、加算点を構成員の数で除した数値を各社に加算する。ただし、該当業種に他の優良工事がある場合は、加算点の高いものを優先し他は加算しない。

(3)　指名停止処分等の減点

ア　過去2年間に指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた者は1件につき30点減点する。

イ　過去2年間に指名停止処分を受けるまでに至らない程度の労働災害（休業8日以上の負傷者等）を起こした者は1件につき10点減点する。

2　信用度

(1)　業界、団体等への加入状況

ア　山梨県建設業協会会員　6点加点

イ　甲府地区建設業協会会員　4点加点

ウ　甲府市建設安全協議会会員　3点加点

エ　山梨県建設業協同組合員　2点加点

オ　甲府市電設協力会会員　3点加点

カ　甲府市管工事協同組合員　3点加点

キ　甲府市造園協会会員　3点加点

ク　甲府市勤労者福祉サービスセンター会員　1点加点

(2)　国際標準化機構(ISO)の認証取得状況

ア　ISO9000シリーズの認証取得　10点加算

イ　ISO14000シリーズの認証取得　10点加算

(3)　労働福祉等

ア　障害者雇用　常時雇用する労働者が40.0人以上の者で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に基づき障害者を雇用している者は2点加算する。常時雇用する労働者が40.0人未満の者で、障害者を1人以上雇用している者は2点加算する。

イ　人材育成　男女共同参画問題、人権問題等に関し活動実績がある者は2点加算する。

ウ　雇用者に対する不当行為　過去2年間に雇用者が権利を確定するための訴訟提起、調停申

し立て、仲裁申し立て等の法律上の手続きを行われた者は10点減点する。ただし、特に市長が認めたときはこの限りでない。

(4)　経営状況

過去6ヶ月間に会社更生法に規定する更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に規定する再生手続開始の決定を受けた者は10点減点する。

3　本市重点施策との関わり

(1)　甲府市消防団協力事業所認定状況　5点加点

(2)　甲府市女性活躍推進優良事業者認定状況　5点加点

(3)　甲府市子育て応援優良事業者認定状況　5点加点

(4)　こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定状況　5点加点

別表第2

格付基準及び指名選定基準額

(1)　土木工事

格付基準		指名選定基準
ランク	点数	金額
A	874 点以上	4,000万円以上
B	690 点以上～874 点未満	2,000万円以上～4,000万円未満
C	646 点以上～690 点未満	700万円以上～2,000万円未満
D	646 点未満	700万円未満

(2)　建築工事

格付基準		指名選定基準
ランク	点数	金額
A	930 点以上	10,000万円以上
B	731 点以上～930 点未満	3,000万円以上～10,000万円未満
C	731 点未満	3,000万円未満

(3)　電気工事

格付基準		指名選定基準
ランク	点数	金額
A	872 点以上	2,000万円以上
B	676 点以上～872 点未満	1,000万円以上～2,000万円未満
C	676 点未満	1,000万円未満

(4)　管工事

格付基準		指名選定基準
ランク	点数	金額
A	869 点以上	2,000万円以上
B	717 点以上～869 点未満	1,000万円以上～2,000万円未満
C	717 点未満	1,000万円未満